

# 第20回ワシントン条約締約国会議 象牙に関する議題（結果概要）

令和8年3月24日

経済産業省製造産業局生活製品課

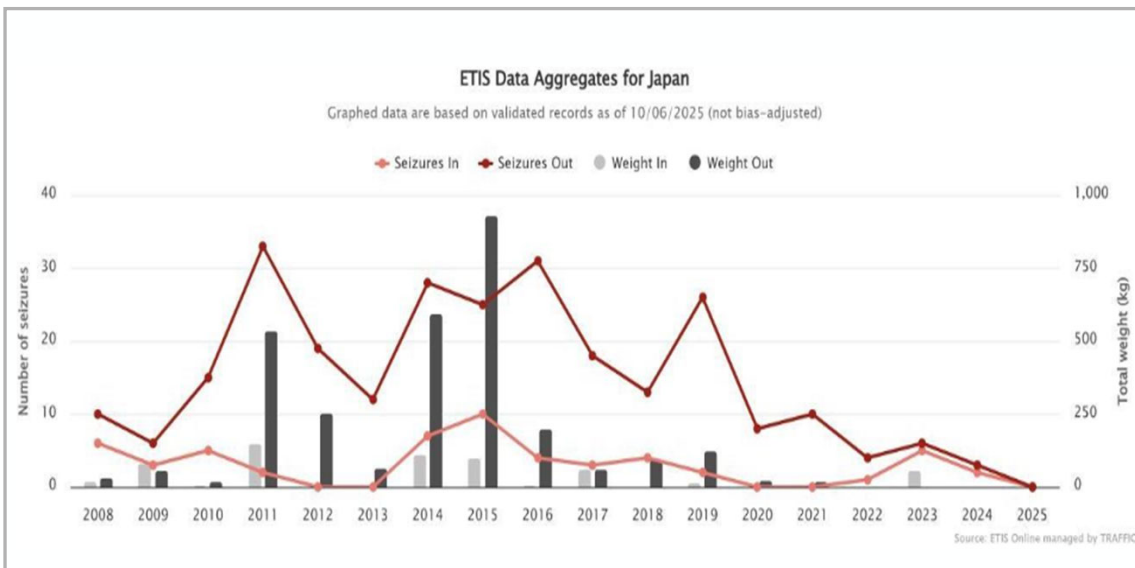
## 第20回ワシントン条約締約国会議（CoP20）概要

- ◆ 日 時：令和7年11月24日（月）～12月5日（金）
- ◆ 場 所：ウズベキスタン（サマルカンド）
- ◆ 目 的：①附属書I・IIへの掲載・附属書内での分類の変更（議題数：114）  
②条約の履行に係る各種措置・運用に関する決議等（議題数：113） 等
- ◆ 出席者：外務省 環境省 経産省 水産庁 林野庁 有識者 等
- ◆ 象牙に関する主な議題：
  - ◆ ①Doc. 76.2 国内象牙市場閉鎖に関する決議の実施
  - ◆ ②Doc. 76.3 象牙在庫と備蓄
  - ◆ ③Doc. 76.4 MIKEプログラム報告書
  - ◆ ④Doc. 44 象牙の押収と国内象牙市場
  - ◆ その他（上記を含め象牙・ゾウに関する議題は、計13議題）

## 議題76.2の概要

- ブルキナファソ、エチオピア、ニジェール、セネガルの4カ国より、日本を含む9カ国がCITES事務局に提出した国内象牙市場の対応状況報告について、ETISデータ（違法象牙押収データ）を用いて独自に分析。
- 日本に関連する象牙押収記録のうち、日本以外で押収された象牙が8割以上であるとして、国内市場における象牙の流出圧力が強く、国境管理では阻止しきれていない可能性等の指摘とともに、日本に対し、国内市場の閉鎖に向けた立法措置を求める決定を要請した。

ETISデータ（違法象牙押収データ）



## 国内市場の閉鎖に向けた立法措置を求める決定案

### Directed to Japan

20.XX Japan is invited to take legislative measures to prohibit domestic trade in ivory for commercial purposes as a matter of urgency with narrow exemptions for some items that are not contributing to poaching or illegal trade, and to include information on progress in the report called for in Decision 18.117 (Rev. CoP20).

（仮訳）

日本に対して

20.XX 日本は、密猟や違法取引に寄与していない一部の品目に対する限定的な例外を除き、商業目的の国内象牙取引を禁止する立法措置を緊急に講じるとともに、決定18.117 (Rev.CoP20) で求められている報告書に進捗状況に関する情報を含めるよう要請される。

## 議題76.2に関する議論概要

- 2025年11月27日、議題76.2がCOP第2委員会（附属書以外の議論を行う場）において議論された結果、反対意見が多くコンセンサスに至る見込みがないため不採択とされた。

### 【参考】第2委員会での議論概要

議題76.2の反対国	議題76.2の賛成国
日本、UAE、アメリカ、ニュージーランド、クウェート、EU及び27加盟国、ナミビア、ジンバブエ、タンザニア、タイ、エスワティニ、インドネシア	ケニア、セネガル、ベナン、ブルキナファソ、ニジェール、マリ ※ 下線は提案国
<p>&lt;主な発言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>国内市場規制は各国の責任であり、ワシントン条約のマンデートを逸脱している。</u></li><li>・<u>密猟・密輸のリスクを評価し、懸念国を特定する既存のプロセスを尊重すべきである。</u></li><li>・飼育下のゾウから合法的に採取した象牙からなる国内市場は、地域コミュニティの生計の一部となっている。</li></ul>	<p>&lt;主な発言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国内象牙市場は、密猟や違法取引のリスクをもたらしている。</li></ul>

- その後、12月4日、ワシントン条約締約国会議の全体会合において、日本の国内象牙市場閉鎖提案を含む議題76.2は、不採択との最終決定がなされた。

# (参考) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)

(CITES (サイテス) : Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

## 1. 目的

国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る（1973年3月3日に米国ワシントンで採択、1975年7月1日発効）。

## 2. 締約国数、締約国会議

- (1) 185か国及びEUが加盟（日本は、1980年11月4日に効力発生）。
- (2) 条約の最高意思決定機関は締約国会議（CoP）。条約上は2年に1回開催と規定されているが、近年は、3年に1回開催。  
CoP18：2019年8月 於：ジュネーブ（スイス）  
CoP19：2022年11月 於：パナマシティ（パナマ）  
CoP20：2025年11月～12月 於：サマルカンド（ウズベキスタン）

## 3. 規制方法

- (1) 野生動植物の種を絶滅のおそれの程度に応じて附属書に掲載し、国際取引の規制を行う。附属書 I 及び II の改正は、CoPに出席しかつ投票する締約国の2/3以上の多数決による。
- (2) 条約の解釈・適用や実施を支えるため、締約国会議では決議や決定を採択し、規制対象種の生息数等の調査や締約国からの報告等も行われている。